

介護保険施設における業務効率化支援事業 募集要項

1 事業の概要

(1) 目的

介護保険施設において、I C T機器等の導入経費を補助することにより、介護サービスにおける日々の入力業務の大幅な削減やリアルタイムでの情報入力など業務の効率化等を図る。

(2) 対象施設

介護保険施設（特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院（介護療養型医療施設は除く。）

(3) 対象となる事業内容

介護業務の効率化を図るため、I C T機器等を活用して介護記録から請求業務までを一気通貫で行うことができるシステムの導入

※ オンライン面会を目的としたI C T機器の導入等については対象外

(4) 補助対象経費及び補助基準額等

補助対象経費	I C T機器等の導入のために必要な以下の経費	
	ソフト	ソフトウェア、クラウドサービス、改修経費、保守・サポート費、導入設定、セキュリティ対策
	ハード	タブレット端末及びスマートフォン、インカムの購入
	その他	導入研修に係る経費
	※ ソフトについては、記録業務、情報共有業務、請求業務までが一気通貫となること。また、居宅介護支援事業所との情報連携に際して標準仕様を活用すること。 ※ 消費税は除く。	
補助基準額	1 施設当たり対象経費の1 / 2 以内	
	※ 上限額は、以下のとおり。	
	職員数 (常勤換算)	上限額
	1 人～10人	100万円
	11人～20人	160万円
	21人～30人	200万円
31人以上	260万円	
	* 職員数は、施設・事業所に従事する職員として雇用契約を結んだ者の数とする。ただし、職員数は、直接サービスを提供する者のみとするが、管理者及び介護支援専門員等、I C Tの活用が見込まれる職員も算入可とする。	

2 事業実施の流れ

(1) ICT機器等導入までのプロセス

ICT機器等の導入に当たり、以下の手順に従って実施すること。

- ① 施設における業務改善が必要な現状や取り組むべき課題を抽出
- ② 介護ロボット等の導入、通信環境の整備

原則、入札または見積もり合わせ（2社以上）により購入業者・整備業者を決定すること。

(2) 事業実施後の報告

事業の取組結果について、別に通知するところにより「ICT機器等導入報告書」及び「ICT導入支援事業 導入実績報告書」を提出すること。

3 申請等の手続き

(1) 事前協議書の提出

① 提出書類

ICT機器等導入計画書

※ 電子申請システムを通じて提出すること。

URL：<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/dform.do?id=1594979974976>

② 申請期間

令和2年8月1日（土）から8月31日（月）17時まで

※ 申請期間終了時刻になった時点で、受付フォームは公開終了となるので留意すること。

(2) 審査・補助対象事業者の決定

提出のあった導入計画書を基に、県で審査を行い、補助対象事業者を決定する。

補助対象事業者となった事業者については、「兵庫県介護業務における労働環境改善・生産性向上支援事業実施要綱」及び「兵庫県健康福祉部補助金交付要綱」に従って事業を実施すること。

また、補助対象事業者は、別途通知により補助金交付申請手続きを行うこと。

(3) 手続きに当たっての留意事項

① 申請手続きについては、施設単位で作成すること。

② 事業の実施については、事業採択後に行うこと。

※ 事前着手した場合は補助の対象とならないことに留意すること。
ただし、2（1）①についてはこの限りでない。

③ ICT機器等導入計画書については、施設が自ら作成すること。

※ 販売業者を通じて申請手続き等を行う場合は、補助対象施設から除外することもあるので留意すること。

5 その他

事業実施に当たり、県実施要綱及び補助金交付要綱に定めるもののほか、厚生労働省が定める「ICT導入支援事業実施要綱」に記載された内容についても遵守すること。

6 問い合わせ先

兵庫県 健康福祉部 少子高齢局 高齢政策課
介護基盤整備班（高年施設担当）
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL：078-341-7711（内線 2950）
Eメール：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp